



鳥取県公報

平成 24 年 10 月 9 日 (火)
第 8 4 3 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納事務の委託 (692) (文化政策課)・・・2 生活保護法による介護機関の指定 (693) (福祉保健課)・・・・・・・・・・・・・・2 生活保護法による介護機関の変更の届出 (694) (〃)・・・・・・・・・・・・・・2 身体障害者福祉法による医師の指定 (695) (障がい福祉課)・・・・・・・・・・・・3 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (696) (子ども発達支援課)・・・4 土地収用法による土地の立入り (697) (技術企画課)・・・・・・・・・・・・・・4 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (698) (日野総合事務所県民局)・・・4
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (2 件) (技術企画課)・・・・・・・・・・・・5 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課)・・・・・・・・・・・・6

告 示

鳥取県告示第692号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第56回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
鳥取県立武道館	平成24年10月7日から同月23日まで
日南町	平成24年10月27日から同年11月5日まで
倉吉博物館協会	平成24年11月11日から同月27日まで

鳥取県告示第693号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
芦津 憲雄	八頭郡八頭町 船岡385	芦津歯科医院	八頭郡八頭町船 岡385	居宅療養管理 指導	平成24年8月24日
医療法人社団 キマチ外科・ 整形外科医院	西伯郡大山町 富長755-5	サンライズデイ サービスセンタ ー	西伯郡大山町富 長848-1	通所介護	平成24年9月14日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団 キマチ外科・ 整形外科医院	西伯郡大山町 富長755-5	サンライズデイ サービスセンタ ー	西伯郡大山町富 長848-1	介護予防通所 介護	平成24年9月14日

鳥取県告示第694号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパーステーション雲山	鳥取市興南町124	平成24年5月14日
〃	〃	ハピネデイサービスセンター湖東	鳥取市湖山町東一丁目117-4	平成24年8月1日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6-1	ツクイ米子旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎二丁目9-8	〃
〃	〃	ツクイ鳥取湖山	鳥取市湖山町東四丁目88	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市錦町三丁目77	ハピネヘルパーステーション雲山	鳥取市興南町124	平成24年5月14日
〃	〃	ハピネデイサービスセンター湖東	鳥取市湖山町東一丁目117-4	平成24年8月1日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6-1	ツクイ米子旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎二丁目9-8	〃
〃	〃	ツクイ鳥取湖山	鳥取市湖山町東四丁目88	〃

鳥取県告示第695号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
整形外科	肢体不自由	谷田 敦	日野郡日野町野田332 日野病院組合日野病院
リハビリテーション科・呼吸器科	〃	井川 克利	西伯郡伯耆町大原927-1 医療法人社団昌平会大山リハビリテーション病院
心臓内科	心臓機能障害	那須 博司	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
〃	〃	菅 敏光	〃

不整脈内科	〃	矢野 暁生	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
-------	---	-------	------------------------

鳥取県告示第696号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
社会福祉法人 遊歩	米子市彦名町 2850-1	児童すこやかかわれ もこう	米子市河崎1414	平成24年9月 24日	児童発達支援、放課 後等デイサービス

鳥取県告示第697号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを許可したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧架空電線路 八東大内線No. 27～33経年鉄塔建替工事に伴う調査測量

3 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡八頭町大江字大林上エ、字小林、字四十杭、字下モ四十杭、字屋敷ヶ鳴、字鎧岩上エ、字ウワ段、字市ヶサコ、字鎧岩、字カミ上野口、字中谷上ミ分、字上ミ上野、字下モ上野、字下モナリ小谷、字荒神ノ奥上エ、字母ヶ平ル、字紙屋谷大谷口東平奥、字紙屋谷大谷口東平、字茗荷谷、字ゲンザウ、字祖母ヶ谷大杖、字祖母谷西平、字大谷口及び字立岩地内

4 立ち入ろうとする期間

平成24年10月24日から平成25年3月31日まで

鳥取県告示第698号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年11月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年10月9日

鳥取県日野総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成24年 9 月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つなで
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
小谷 博司
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
日野郡日南町丸山198－1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人や高齢者などの社会的弱者の人たちが、一人の町民として主体的に社会参加し、生きがいを持って、自己実現に向けた地域生活を営めるよう支援し、共生の地域づくりを目指すことを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 役員の職務
 - (2) 総会の議決及び議事録

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成24年10月 9 日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
広域営農団地農道整備事業岩美地区（鳥取県鳥取市福部町久志羅字長清水地内から同市福部町中字西十八地内まで）
- 3 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成24年 9 月25日
- 4 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市福部町久志羅字	702－1	山林	山林	3,409	不明	(収用) 1,426.61	田中詩郎	鳥取市福部町	なし	なし

菖蒲峠					(使用) 125.67		久志羅 289		
-----	--	--	--	--	----------------	--	------------	--	--

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成24年10月9日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

- 1 起業者の名称
鳥取県
- 2 事業の種類
広域営農団地農道整備事業岩美地区（鳥取県鳥取市福部町久志羅字長清水地内から同市福部町中字西十八地内まで）
- 3 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成24年9月25日
- 4 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市福部町久志羅字榎山	704	山林	山林	14,082	不明	(収用) 6,013.46 (使用) 678.91	山本 昭子	鳥取市 福部町 久志羅 385	なし	なし
	706	山林	山林	12,985	不明					

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年10月9日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平24年11月14日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の 管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑